

「久万高原 子育てスマイルチケット」取扱事業所募集要項

【目的】

近年の物価高騰の影響による子育て世帯の支援及び地域経済の活性化を目的とした商品券「久万高原 子育てスマイルチケット」（以下「商品券」とします。）を発行します。これに伴い、商品券取扱事業所を募集します。

【実施主体】 久万高原町

【担当課】 保健福祉課こども家庭センター 担当：大西

（久万高原町久万 188 番地 久万町民館内）

TEL 0892-58-9990

Email:kosodate@kumakogen.jp

（換金事務担当課）

まちづくり戦略課 担当：伊藤、大野

TEL 0892-58-9002（課直通）

【関係団体】 久万高原町商工会

【商品券使用期間】 販売開始（令和 7 年 1 2 月）～令和 8 年 2 月 2 8 日

【募集期間】 商品券利用期間終了まで随時

※ただし、令和 7 年 1 1 月 4 日を過ぎて登録された事業者様は、
登録事業所名を掲載したチラシ紙面には掲載されません。

※町ホームページは随時更新します。

【参加資格】 久万高原町内で小売業・サービス業等を営む事業所

＜参加できない事業所＞

- （1）久万高原町外の事業所（移動販売車を除く）
- （2）暴力団対策法の規制を受ける事業所
- （3）その他町が特に指定する事業所

【登録方法】

参加希望の事業者は、裏面の取扱登録事業所に関するルールをご理解いただいた上で、「久万高原 子育てスマイルチケット 参加事業所登録申請書」を久万高原町に提出してください。

【提出先】

○商工会に加入されている事業所

久万高原町商工会窓口または FAX（0892-21-2361）まで申請書をご提出ください。

○商工会に未加入の事業所

こども家庭センター まで申請書をご提出ください。

取扱事業所登録に関するルール

1 商品券が使える商品やサービスについて

- 商品券は、原則として、取扱登録事業所の全ての商品・サービス(特売品、値引き商品等を含む。)の支払いに利用できるものとします。
- 有効期限(令和8年2月28日)を過ぎた商品券は無効となり利用できません。
- 商品券は、払い戻し、交換、譲渡及び売買を行うことはできません。
- つり銭の支払いは行わないものとします。

<商品券の利用対象にならないもの>

- (1) 電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、NHK受信料などの公共料金
- (2) 商品券、切手、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (3) **たばこの購入や酒類など、18歳未満が利用できないもの**
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (6) その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの

2 登録・参加料について 無料

3 商品券の換金について

- 参加事業所は商品券を精算するときは、**使用済み商品券裏の指定欄に事業所名を記入または押印のうえ「久万高原子育てスマイルチケット換金請求書」と併せて「まちづくり戦略課」「役場各支所」または「商工会」まで提出してください。**
- 商品券の精算方法は口座振込のみで、**精算は毎月3回とします。**
- 金融機関の指定はありません。
- 手数料は無料です。
- 精算期間が過ぎると換金できません。 **※最終期日 令和8年3月21日**

4 取扱事業所の責務

- 取扱事業所はこの募集要項を遵守し、偽造を疑われる場合や不正に使用されていることが明らかな商品券の受け取りは拒否し、速やかに **こども家庭センター** までご連絡ください。
- 利用対象者が限定されるため、利用者の情報について知りえた事項については口外しないようお願いします。

5 取扱登録事業所であることの表示

- 取扱登録事業所用ポスターを見やすい場所に掲示してください。
※11月下旬に配布予定です。

6 商品券の使用区分

- 商品券は、**指定店舗のみでしか使用できない「限定券」と登録事業所のどこでも使用できる「共通券」の2種類**があります。
※指定店舗とは・・・スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、コンビニエンスストア**以外**の店舗。ただし、町内で活動する移動販売は指定店舗扱いとします。
- 限定券と共通券は別冊となっています。